

平成15年11月11日(火)

- 開 会 10時00分
- 市 民 局
- 報告事項説明 10時00分
- 質 問 10時11分

○ 問 [地域社会活性化事業費負担金(ボートピア姫路負担金)について]

資料5頁にある文書の中に「過去3年間にわたる交渉の中で、姫路場外発売場の経営状況の悪化をご説明し、貴市から率への変更は必要であると理解したとお伺いしておりますが、」と記載されているが、このような話は聞いていない。厚生委員会の場で当局からの説明も受けていない。

市民の大反対がありながらも建設し、結果、環境整備事業負担金を払ってもらうことで落ち着いた経緯がある。定額制から定率制へ移行することにより、金額が減っていくことが予想される。誰がこのような返事をしたのか。あくまでもこの問題は当局の執行権の範囲内であるということなのか。

答 平成12年度に尼崎から定率制への申し込みがあった。その後尼崎の助役と前田助役との面談の中で、神戸も定額制から定率制へと移行したこともあり本市だけが定額制となっていることに触れ、方向性としての見解を示した。

問 現在、交渉はだれが行っているのか。

答 市民局長が行っている。

問 定率制へ移行されるとかなりの減額になり、地域社会活性化事業の運営にも影響が及ぶと考えられるがどう考えているか。

答 平成14年度を1.2パーセントの定率制で計算すると1億7千万円程度の収入となる。地域活性化事業を3億2千万円の規模で展開していることから、事業メニューを精査し、何が適当なのか今後財政当局と調整しながら検討したい。

問 地元住民にとってみれば、ボートピアは集客施設であり、地域振興に役立っていることから存続してもらいたいという意見が大勢を占めているのか。それとも地元の意向はまだ確かめてないのか現状を教えてください。

答 地元への説明は行ってない。意向についても確認はとっていない。個人的にはボートピア開催日にはガードマンが配置されることから地域を安定化させていると考えている。平成11年度に2億7千万円から3億2千万円に増額された時、地元商店街、自治会から毎日開催してもらいたいとの意見もいただいている。集客力、地域の治安の面から見て効果的な施設と地元では認識されているのではないかと思慮している。

要 望 平成14年度は定率制1.2パーセントで1億7千万円ということであるが、現在の推移で見ればこれを更に下回る可能性がある。一度地元の方々と話し合いの場を設け、状況を説明し、場外発売場の存続についての確認と、また地域経済にどれだけの影響を与えることになるのか確認されたい。我々議員は3億2千万円まで増額した経緯も知っており、この財政難の時代に手放すのはいかなものかと思う。計り知れないものもあると考えられることから、地元と接触し、産業局とも相談しながらどれぐらいの経済効果があるのか波及効果も含め試算してもらいたい。

答 経済波及効果について把握したい。地元からの意見が一番重要であると考えている。できるだけ早期に接触を図り、最悪の場合0になる恐れもあるが、それでも設置が必要なのかどうかまで話し合いたい。

要 望 ガードマンが何人ぐらい必要なのか、雇用創出の面からどのぐらいあるのか、金額だけでなくそういうようなものも含めて数字を把握することが大事であると思う。そこまでされた上で、もう一度議論できるよう整えられたい。

○ [国民健康保険の料率改定について]

問
答

限度額医療分を53万円ではなく52万円を採用した経緯は。
国の基準では医療分53万円、介護分8万円、合計61万円となっている。今回の案では、国の限度額の61万円よりも低い60万円を限度とした。すべての人に理解していただけるような料率設定は困難であると考えている。高額限度いっぱいの方でも限度額までは取っていないというようにしたかった。特に根拠はない。

問
答

理論的には53万円ということになるのではないか。
その通りである。理屈では国も県も限度額いっぱいまで取るようにとの指導をされている。配慮を示したという姿勢を見せたかった。

要 望

低所得者層対策をどうするかということで他都市と比較する資料がないため、低所得者層の値上げということで弱者いじめと見られる恐れがある。他都市と比べて低所得者層についてはもともと低く設定している。実態は中間層の負担が大きいものとなっている。中間層の負担緩和が一番大事であると考えている。高所得者についても頭打ちで助かっているわけだから、我慢していただくしかないと思う。理論的には限度額の53万円が一番いいかなと考えている。例えば1年目は52万円にして2年目から53万円にするといった2段階方式にすることも視野に入れる必要があるのではないか。それとは別に減免や、一般会計からの持ち出しに工夫する余地は残っていないのかも一度研究する必要がある。事業者が半失業状態になったときに減免を行ってどれだけの効果があったのか調査し、市民の理解を得られるよう励まされたい。

答

2段階方式について研究させてもらいたい。減免制度の対象者も増やせるようにしたいと考えている。所得のない方からお金を取ることは現実的に見て困難である。一般会計からの持ち出しについては難しいのではと考えている。今年度新たに作った営業不振減免制度の利用者は9月末現在で61件、減免額が約400万円であった。相談には常に応じており、多くの方に適用した。

問

一般会計からの繰り入れが神戸、尼崎、西宮と比べ少ない。世帯数でいえば過半数を超えていることから、もう少し研究してから行ってはどうか。

答

それらの都市と比較すると確かに低くなっているが、中核市35市の中でみれば19番目となっている。また県下22市中では14番目になっており現段階では繰入額の増額は難しいと考えている。

問

営業不振減免制度を導入されたことは評価できるが、対象が前年度より所得が60パーセント以上減少された方となっている。基準を更に見直してもらいたい。

答

一律ではない。制度的に実態と比較しながらもう少し考えてみたい。

要 望

現場の声を聞き、個別に話を聞けるような窓口となるよう今後改善されたい。調定額の面からも減免が必要な方には減免を適用されたほうが良いと思う。個別相談に対応できるようにOB職員を活用するなどソフト、ハードの面から研究されたい。

問

「実際に窓口へ出向き、少しでもお金を納めてもらってからでなければ保険証を渡せない」と職員に電話で言われたとの話を聞いているが本当か。

答

ケースはそれぞれ異なる。過去の滞納履歴や納付相談の履歴を見ながら個々に対応している。本当に生活に困っている方とそうでない方の見極めは難しい。実際に悪質である方についてはそういった指導を行った事もあるかと思うが本当に生活が苦しい方については相談の上それなりの対応を行っている。

問

臨時職員はどのような業務に携わっているか。

答

案内係としてお願いしている。

要 望

まずは本人からの話を聞いた上で個別の対応をされたい。

答

姫路市の相談業務にはある程度の自信を持っている。1カ月、2カ月、4カ月の短期証を発行しているが、その都度窓口に来てもらい話を聞かせていただくこととしている。1カ月証を発行しているのは県下で4市のみで、2カ月証は2市、4カ月証は11市となっている。他都市と違い、個別に状況を把握し経済状態に応じて相談させ

てもらっている。事務に時間がかかるものであるが相談には力を入れている。

問 直近の短期証の発行状況は。

答 10月現在で、1カ月証4件、2カ月証1、204件、4カ月証863件、計2,071件となっている。過去には3,578件発行したこともあった。

○ 終了 10時47分

○ 再開 10時48分

○ 環境局

○ 報告事項説明 10時48分

○ 質問 11時03分

委員長 結果としてこの回収は、リサイクル法やごみの分別方法を検討する目的として実施された有効なサンプリングであったと考えているのか。

答 記録といったものが残っておらず、環境局としては不適切であったと考えている。担当部署で今後の環境行政を左右する調査を独自にサンプリングし、独自に判断して行う事が正当な行為であると考えているのか。

答 不適切であった。

要 望 でたらめな行為であったことは明らかである。理屈をどうつけてみても正当性はない。このような行為が二度と行われたいことを望む。同時に厳正な処分をお願いしたい。

問 労働組合との事前協議に基づき、美化センターに集中して人事の滞留が起こっていると聞くが本当か。

答 美化センター職員の平均勤務年数は、統括班長8名で19年10ヶ月、班長8名で16年9ヶ月、巡視31名で9年7ヶ月となっており、行政職と比べ長くなっている。人事の滞留が起こっていることは事実である。これからは人事異動を通じて職員の交流を図り、組織を活性化させたい。

また労働組合との事前協議について、総務局へ資料の提出を求めているところである。地方公営企業労働関係法第1条及び第7条に基づき昭和59年11月30日に市長と労働協約を交わしている。その中の第12条、第13条に事前協議の項目があり、事前協議が必要なものとして

- 1 従業員の労働条件に係る大幅な事業内容、作業内容等の変更の場合
- 2 従業員の労働条件に係る制度及び施設の新設及び改廃に関するとき
- 3 前各号に定めるものの他、甲及び乙が協議を必要と認めた事項

の3点があげられている。これがネックとなっていることは認識している。組合の役員については異動させないと聞いていた。労働協約を初めて見せていただいた中で、あまり細かいことは書いていないが労働条件の変更に関わる事項は事前協議すべきものと捉えられている。総務局と相談したい。

要 望 労働組合の推薦を受けて当選した戸谷市長時代に結ばれたものである。すでに20年経過している。なぜ労働協約によって職員の人事異動を縛ることができるのか理解できない。技能労務職から事務職へというように全く異なった職種へ異動させるものではない。技能労務職内での異動であれば文句のつけようはないはずだ。勤務時間が増えたり、特別な勤務条件になるならまだしも、役所の職種の中でそれほど大きな労働条件の変化はないと思う。

こういったことから、所属長や上司の目の届かないところで勝手なことが行われたのではないか。最大の弊害であったと思う。人事権まで労働組合に握られることは考えられない。

職務が特殊というが、採用条件は美化センター専属ではない。昔と違い技能労務職の競争率も高まっている。職業に対する差別感も薄れてきた。協約を20年間も守り続けることにどれだけの意義があるのか。一刻も早く改められたい。

答 ある程度の基準は必要であると考えている。特殊性があるといっても班別に動いていることから、その中の1人がかわったとしても問題はないと考えている。今後、人事課、総務局と話し合い、要望として申し入れたい。

問 美化センターで勤務する上での特殊性とは何か。ごみ収集を例にとっても運転手とごみを詰める者とはそれほど大きな特殊性があるのか。

答 ごみ収集ではなく炉の運転など施設管理を担当する職員については特殊性があると考えている。

要望 今年の技能労務職の試験にも大勢の受験者が訪れている。最低5年で異動を行い、人事交流を活発化されるよう、総務局と話し合いたい。

要望 2年余りの分析にもかかわらず、分析結果もない、運行記録もない、実施記録もない、上司も知らないということでは問題である。きっちりした処分を行われたい。

労働組合の問題についても逃げることなく労使できちんと話し合われたい。

意見 ウェルカム21事業で起こった問題では、市長、助役まで処分された。今回の問題においても、誰も知らなかったということは問題である。まず環境局長が処分されるのは当然と考えている。

委員長 本委員会の委員の意見を十分に総務局に伝え、しかるべき措置を講じられたい。

○ 終了 11時24分

○ 協議事項（行政視察について）
視察日程については2月6日（金）・7日（土）と決定。
視察先については下関市と決定。

○ 閉会 11時28分